

国立大学法人東京科学大学における研究費の不正使用防止に関する基本方針

令和7年3月7日

理事長裁定

「国立大学法人東京科学大学における教育研究資金の適正な運営・管理に関する規則」第3条第2項の規定に基づき、不正防止対策の基本方針を次のとおり定める。

- 1 不正使用防止対策に関する責任体制を明確化するとともに、学内外に周知・公表する。
- 2 研究実施及び研究費執行に関する事務処理手続きのルール及び事務処理に関する権限 と責任について明確化するとともに、全ての構成員の意識向上を図り、不正に対する抑止 機能を備えた環境の構築を図る。
- 3 不正使用を発生させる要因を把握し、研究活動不正防止計画を策定・実施することにより、全ての構成員の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止する。
- 4 研究費の使用に関するルールを明確に定め、適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
- 5 研究費の適正な管理のため、全学的な視点から実効性のあるモニタリング体制を整備 ・実施する。